

# 令和6年度 第2回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和7年3月24日（月）午後1時30分

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和7年度の取組計画について
- (2) 産業廃棄物実態調査の実施及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しに向けた検討の進め方について

## 3 閉会

### ○ 会議資料

資料1-1 産業廃棄物処理指導に係る令和7年度の取組計画について

資料1-2 補足資料（制度、施策等の概要）

資料2 産業廃棄物実態調査の実施及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しに向けた検討の進め方について

別紙1 第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）

別紙2 第五次循環型社会形成推進基本計画（閣議決定資料）

## 産業廃棄物処理指導に係る令和 7 年度の取組計画について

### 1 排出事業者に対する取組

#### (1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

関連する  
指針の番号

##### ア 立入指導

多量排出事業場【補 1】、さんばい適正処理・3R 推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）【補 2】（注）に係る認定申請事業場、建設リサイクル法に係る届出現場【補 3】などへの立入りを通じ、適正処理と 3R の推進について指導する。

令和 7 年度は、多量排出事業場について、製造業をはじめ幅広い業種を対象に立入りをを行うとともに、廃プラスチック類を多く排出する事業場に対して、廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた取組への働き掛けを引き続き行う。

##### 【令和 7 年度の取組】

- 多量排出事業場に対する定期的な立入指導（廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導を含む。）の実施 <継続> 1-1 1-2 1-3
- さんばいチェック制度の「さんばい適正処理・3R 推進事業場」の認定申請のあった事業場に対する立入指導の実施 <継続>
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事の現場に対する立入指導の実施 <継続>
- プラスチック資源循環促進法の指針に即した廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた情報収集及び啓発 <継続> 1-1 1-2 1-3

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (12 月末現在)	令和 7 年度 (見込・計画)
多量排出事業場（廃プラスチック類を多く排出する事業場を含む） ※ 市内の多量排出事業場は約 150 箇所	15	15	16	15
さんばい適正処理・3R 推進事業場認定申請事業場	13	21	14	25
建設リサイクル法届出現場	47	42	24	50
地下工作物存置届出現場【補 4】	21	18	11	30

##### イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 2-1 1-6

不法投棄等の発生を防止するため、事業場外保管用地、重点監視地域等のパトロールを行うとともに、不適正処理事案に対する調査及び指導、悪質な事業者に対する改善命令等の対処をする。

##### 【令和 7 年度の取組】

- 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補 5】の監視 <継続>
- 重点監視地域【補 6】に対する定期的なパトロールの実施 <継続>

- 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施 <継続>
- 関係機関との連携による路上検問の実施 <継続>
- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】 <継続>
- 不適正処理に対する指導等 <継続>
- I o Tカメラによる不法投棄の遠隔監視の実施 <継続>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (12月末現在)	令和7年度 (計画)
保管用地	届出件数	2	0	0	(注4)
	廃止件数	0	0	0	(注4)
	累積届出件数	52	52	46	(注4)
重点監視地域パトロール回数		週1~4回	週1~4回	週1~4回	週1~4回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週6回	週6回	週6回	週6回
	立入指導件数	11	6	5	(注5)
	合同パトロール回数(注2)	1	1	1	1
路上検問回数		1	2	1	2
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	140	145	107	週3~4回
	検査件数(台数)	331	325	353	—
	指導件数(注3)	290	275	201	(注5)
不適正処理事案への指導件数		121	117	66	(注5)

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 令和4年度までは一斉立入調査として実施。

3 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

4 保管用地の届出等については、計画件数は計上していない。

5 違反があった場合に行う指導については、計画件数は計上していない。

## ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

### (7) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

新たに発見されるものについて、環境省等と連携し、令和7年度中の処理完了を図る。

#### 【令和7年度取組】

- 高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合の適正な処理に向けた対応 <継続>

### (4) 低濃度PCB廃棄物に対する取組

令和9年3月末の処分期限に向けて、国の動向を踏まえた取組を行う。

#### 【令和7年度取組】

- 国に対する期限内処理に向けた広報及び制度拡充等の要望 <継続>
- 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する届出提出、適正保管、確実な処分の働き掛け並びに立入検査の実施 <継続>

## エ 電子マニフェスト等の導入促進 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、電子マニフェストの利用を促進する。

### 【令和7年度の取組】

- 電子マニフェスト普及促進に向けた JWNET 紹介等の情報提供の強化 <継続>
- 本市の処理委託契約における電子マニフェストの導入拡大 <改善>
- 京都市発注工事契約における電子マニフェストの利用の促進 <継続>

## オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、本市への届出等手続のオンライン化を推進する。

### 【令和7年度の取組】

- 産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の利用拡大 <継続>

報告内容		令和5年度	令和6年度 (2月末現在)
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	提出件数	3,826	3,794
	うちオンライン	520 (13.6%)	762 (20.1%)
多量排出事業者の(特別管理)産業廃棄物処理計画書・実施報告書	提出件数	152	142
	うちオンライン	31 (20.4%)	31 (21.8%)

## カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

産業廃棄物の排出量が少ない事業場に対し、一般廃棄物との分別、適正処理及びリサイクルを推進するための指導、啓発を行う。

### 【令和7年度の取組】

- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発 <継続> (再掲)
- 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の発行(年3回発行) <継続>

## キ 公共工事におけるリサイクルの質の向上 1-4

本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底するとともに、リサイクルに資する優れた取組を紹介・共有することにより、より質の高いリサイクルを目指す。

### 【令和7年度の取組】

- 建設廃棄物の再資源化施設への搬入の徹底 <継続>
- 公共工事に係る建設副産物の発生抑制や再生利用に資する良好事例の収集及び紹介 <継続>

## (2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) 1-1 1-2 1-3

### ア さんばいチェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を啓発・支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図る「さんばいチェック制度」を引き続き実施する。

#### 【令和7年度の取組】

- 継続的に取り組む事業場への申請勧奨 <継続>
- 新規申請獲得のための多量排出事業場等への申請勧奨 <継続>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標)
推進事業場認定件数 (認定継続中の事業場を含む)	13	21	33	38
(内訳)				
シルバー認定2回目				19
認定継続中			19	4
シルバー認定1回目		19	4	1
2回目			1	9
新規		2	9	5

### イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別、リデュースやリサイクル等に係る取組の良好事例を取材した動画を制作し、京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」で紹介する。

#### 【令和7年度の取組】

- 良好事例の発掘、取材及び動画制作(年1件) <継続>

### ウ 事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針策定・普及促進<新規>

事業所等から排出される生ごみや使い捨てプラスチック等の減量や分別・リサイクルのための対策や優良事例等をまとめた指針を策定し、既存の事業者報告制度(注)と連動させることで、事業者のごみ減量等に係るPDCAの支援につなげ、事業者の主体的な取組を促進する。

注 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(しまつのころ条例)に基づき、一定規模以上の市内事業者にごみ減量及び分別・リサイクルの計画と実績の報告を義務付けているもの。

#### 【令和7年度の取組】

- 指針の策定
- 事業者報告書制度との連動による指針の普及、促進等

### (3) 排出事業者に対する情報提供等

#### ア 「京さんばいポータル」の効果的な運用 <継続> 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

令和6年3月末から運用を開始しているポータルサイトについて、排出事業者、処理業者に対し積極的な活用を周知するとともに、産業廃棄物の適正処理・3Rの推進に役立つコンテンツを充実させる。

##### 【令和7年度の取組】

- 廃棄物分類検索の拡充（検索項目の増加）<継続>
- さんばいQ&Aの更新<継続>
- 「太陽光パネルの適正処理・リサイクル」ページの充実<改善>

#### (参考)「京都PVパネル循環プラットフォーム」(京都府主催)への参画 1-7

京都PVパネル循環プラットフォーム(注)に引き続き参画し、各関係者の動向や今後の見通しについて情報収集、意見交換を行う。

注 太陽光パネル【補9】の循環システムの構築のための意見交換の場として京都府により設置され、太陽光パネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される。

#### イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導、さんばいチェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター等とも連携し、排出事業者に有益な情報を提供する。

##### 【令和7年度の取組】

- さんばいチェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実 <継続>
- ホームページや冊子等を活用した指導・啓発の実施 <継続>

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック(令和4年11月改訂)
- ・ 事業系廃棄物の正しい出し方(令和5年1月改訂)
- ・ 業種別 適正処理・3R推進リーフレット(京都府産業資源循環協会連携)
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット
- ・ いち、に、さんばい!(小中学生向け)

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 関係団体との連携等による各種情報提供の充実 <継続>

## 2 産業廃棄物処理業者等に対する取組

### (1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

産業廃棄物処理業者による適正な処理と良好な処理環境を確保するとともに、排出事業者と連携して循環型社会の形成に寄与する優良な処理業者の育成を図る。

#### ア 法令に基づく指導監督

##### 【令和7年度の取組】

- 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査 <継続> 2-1
- 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分 <継続> 2-1
- 優良産廃処理業者認定制度の運用 <継続>

##### 【産業廃棄物処理施設への立入検査】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (12月末現在)	令和7年度 (計画)
中間処理・積替保管施設	37件/全87件 (延べ39回)	34件/全86件 (延べ38回)	21件/全85件 (延べ23回)	30件/全86件
自己処理施設	0件/全2件	1件/全2件	1件/全2件	0件/全2件
ダイオキシン類の行政検査	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件
法に基づく定期検査	1件/全4件	1件/全3件	0件/全3件	0件/全3件

#### イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け

立入指導や許可申請・届出などの機会やポータルサイトを活用して、電子マニフェストの利用促進やBCP策定の推進などについて案内するとともに、処理業者に有益な研修会や支援事業など（他団体等が主催するものも含む。）の情報提供等を行う。

##### 【令和7年度の取組】

- 処分業者・収集運搬業者（積替え保管）への立入検査時の働きかけ <継続> 1-9 2-4
- ポータルサイトを活用した情報提供 <継続> 1-9 2-4
- 市内の処理業者のうち電子マニフェスト未導入者に対する働きかけ <継続> 1-9

#### ウ 処理業者の地域活動への参加の促進

処理業者による地域活動への参加や環境教育などの取組を紹介することにより、同様の取組の促進を図る。

##### 【令和7年度の取組】

- ポータルサイトを通じた良好事例の紹介 <継続> 3-1

### (2) 有害使用済機器保管等届出制度【補10】の運用 2-2

有害使用済機器の保管又は処分を行っている事業場の現地調査を行い、届出対象となる事業者に対して届出を行うよう指導するとともに、届出のあった事業者に必要な指導を行う（届出件数5件（令和6年12月末現在））。

また、いわゆるスクラップヤードの環境対策に係る対策についての議論（ヤード環境対策検討会）を踏まえた国の動向（規制の在り方の検討）を注視していく。

##### 【令和7年度の取組】

- 保管事業者の現地調査及び届出の指導 <継続>

### (3) 災害廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化

発災時に廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、(公社)京都府産業資源循環協会をはじめ、「災害発生時における応急対策活動に関する協定」の締結先との協力支援体制を強化する。

#### 【令和7年度の取組】

- 発災時の協力支援体制に係る(公社)京都府産業資源循環協会との調整<継続> 2-3

## 3 市民に対する取組

### 産業廃棄物処理業に対する市民理解の促進

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行う。

#### 【令和7年度の取組】

- 一般向け「さんばいエコツアー」(仮称)の実施 <新規> 3-2
- 夏休み小中学生「さんばい施設見学エコツアー」の実施 <継続> 3-2

	開催回数等	開催手法、参加人数等
令和4年度	2回(8月)	オンライン見学会: 22組(2回合計)
令和5年度	2回(7月)	オンライン見学会: 15組/実地見学会: 25名
令和6年度	2回(7~8月)	オンライン見学会: 10組/実地見学会: 24名
令和7年度	2回	実地見学会を2回開催予定

- 見学受入施設に係る情報の収集と公開 <継続> 3-1 3-2

## 4 その他の取組

### (1) サーキュラーエコノミーの基盤づくり事業 <新規>

事業者等に対する勉強会、交流会等の実施や、実践事例の情報発信により、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた機運醸成を図る。

#### 【令和7年度の取組】

- 事業者等に対する勉強会、交流会等の開催
- 実践事例等の情報発信

### (2) 再資源化事業等高度化法を踏まえた対応

令和6年6月に公布された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(再資源化事業等高度化法)に基づく国の基本方針や、同法の施行状況を踏まえ、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するための情報発信等を行う。

#### 【令和7年度の取組】

- ポータルサイトを活用した情報提供 <新規>

## 補足資料 (制度、施策等の概要)

### 1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

**根拠** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 12 条第 9 項～第 11 項ほか

### 2 さんぱい適正処理・3R推進事業場認定制度（さんぱいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理の確保並びに 3R の推進を図るため、排出事業者の自己チェックと改善の取組を支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

**根拠** 京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

#### 【制度の概要】

- ① 本市が当制度の案内通知を認定対象となる事業場に送付する。通知を受けた各事業者は、チェックシートをホームページからダウンロードし自己チェックを行い、認定基準を満たしたうえで応募する。
- ② 本市が申請のあった事業場の実地調査を行い、審査のうえ優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

### 3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている 3 品目（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

### 4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物として適正に処理しなければならないが、周辺的生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、存置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に存置して差し支えないと判断できる場合がある。

本市では、地下に工作物を存置しようとする工事業者からの届出を受け、存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや存置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

## 5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所（面積が300平方メートル以上）で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

**根拠** 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

## 6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

## 7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却等の違反が見られるため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

## 8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。

## 9 太陽光パネルの適正処理、リサイクルの推進

### (京都PVパネル循環プラットフォーム)

太陽光発電設備については、想定される 2030 年代後半以降の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

国においては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されたほか、再エネ特措法に基づく廃棄費用の外部積立制度などが創設されており、再資源化及び最終処分量の縮減に向けた取組が進められている。

国においては、経済産業省及び環境省の合同審議会（経済産業省：イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会、環境省：太陽光発電設備リサイクル制度小委員会）において、太陽光発電設備のリサイクル制度の在り方についての素案が取りまとめられ、制度構築に向けた検討が進められている。

京都においても、大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される「京都PVパネル循環プラットフォーム」を京都府が設置しており、本市としても、同プラットフォームへの参画を通じて、各関係者の動向や今後の見通しについて知見及び情報を収集し、関連事業者との意見交換を行っている。

## 10 有害使用済機器保管等届出制度

使用が終了した電気電子機器等が、廃棄物処理法で規制されない有価物（資源）として取引されつつ、その保管又は処分が、環境保全上の措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災を含む生活環境上の支障が発生する問題が起きていた問題に対応するため、廃棄物処理法の平成29年改正（平成30年4月施行）において、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの」を「有害使用済機器」と定義し、その保管又は処分を業として行おうとする者に対する届出の義務付け等の規制が設けられたもの。

## 産業廃棄物実態調査の実施及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しに向けた検討の進め方について

### 1 産業廃棄物実態調査の実施について

#### (1) 概要

産業廃棄物（以下「産廃」という。）は、民間で処理され、京都市が産廃の発生、処理等の実態に係る各種データを持ち合わせていないことから、概ね5年ごとに産業廃棄物実態調査を実施し、京都市の状況を把握している。

前回の実態調査（令和元年度に、平成30年度の状況等を調査）から6年を経過することから、令和7年度に、令和6年度の状況等を把握するための実態調査を実施する。調査では、令和6年度の京都市内における産廃の発生量、再生利用量、最終処分量等の実態を調査するとともに、今後の産廃処理指導の方針検討の基礎とするため、産廃の発生抑制、適正処理、再資源化の促進等に関わる現状、課題等について、排出事業者に対する調査を行う。

なお、今回の調査から、従来本市と京都府が各々実施していた調査を統合し、京都府と合同で実施することとする。

（参考）京都市及び京都府の実態調査の実施状況

市調査 実施時期（調査対象年度）	府調査 実施時期（調査対象年度）
平成14年度（同13年度）	平成18年度（同17年度）
平成21年度（同20年度）	平成23年度（同22年度）
平成26年度（同25年度）	平成28年度（同27年度）
令和元年度（平成30年度）	令和3年度（同元年度）
令和7年度（同6年度）	

#### (2) 調査手法

##### ア 調査対象

排出事業者 約3,000社

##### イ 調査内容

- (ア) 令和6年度における産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量等
- (イ) 産業廃棄物の処理、資源循環の促進等に係る排出事業者の意識、現状、課題等（具体的な調査項目は検討中。なお、前回調査項目は下記参照）

##### ウ 調査方法

排出事業者へのアンケート調査（郵送）

※ 環境省「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」に準拠

参考：前回実態調査における排出事業者の意識調査項目

- 1 廃プラスチック類の処理、排出量の削減や処理の円滑化を図る取組及び行政に期待すること
- 2 リサイクル製品等の導入（予定）等
- 3 産業廃棄物のリサイクルの取組等
- 4 SDGsを目標とした、廃棄物をはじめとする環境関連の取組
- 5 処理困難や大量に発生するなどの理由で問題となると思われる産業廃棄物
- 6 産業廃棄物の将来見通し

- 7 電子マニフェストの利用
- 8 処理業者（収集運搬業者及び処分業者）の選定基準等
- 9 産業廃棄物の処理に関して、行政に期待すること
- 10 産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が抱えている課題や問題点

## 2 京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しに向けた検討の進め方について

### (1) 概要

京都市産業廃棄物処理指導指針の策定（令和3年3月）から一定の期間が経過しており、この間の社会情勢の変化や国の動向、来年度に実施する産業廃棄物実態調査の結果等を踏まえ、本市の産業廃棄物処理指導に係る課題を改めて整理し、指針について必要な見直しを検討する。

### (2) 留意すべき社会情勢の変化等

- 第5次循環型社会形成推進基本計画の策定（別紙1、別紙2参照）
- プラスチック資源循環促進法の施行
- 低濃度PCB廃棄物の法定処理期限（令和9年3月）の到来
- 再資源化事業等高度化法の施行
- 使用済み太陽光パネルのリサイクルに係る国における制度的対応の検討
- 環境対策に課題のあるヤードの法規制に係る国における検討
- ICTの進展
- 人口減少・少子高齢化のさらなる進行に伴う労働力の不足 など

### (3) 想定される検討課題

- 産業廃棄物の適正処理、3Rや資源循環の推進に向けた排出事業者の意識向上や行動変容を促すための施策の在り方
- 事業者間連携の促進に係る地方公共団体としての施策の在り方
- 新たな法規制への対応
- 行政手続のデジタル化への対応、電子マニフェストの普及促進
- 災害廃棄物処理体制の強靱化
- 産業廃棄物処理業の地域社会との共生の推進 など

### (4) 今後の想定スケジュール

令和7年	4～5月	実態調査の実施事業者の選定（府による入札）	
	7月	第1回推進会議（実態調査の進捗報告）	
	8～11月	実態調査の実施	令和7年度
令和8年	1月	事業者からの実態調査結果報告	
	3月	第2回推進会議（実態調査の結果報告）	
	7月	第1回推進会議（素案検討）	
令和9年	1月	第2回推進会議（案検討）	令和8年度
	3月	第3回推進会議（最終案検討） 見直し後の指針策定	

---

**第五次循環型社会形成推進基本計画**  
**～循環経済を国家戦略に～**  
**概要**

---

# 第五次循環型社会形成推進基本計画について①

## 循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

### 今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、**産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献**

将来世代の未来につなげる**国家戦略として策定**

### 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

### 第三次計画(2013)

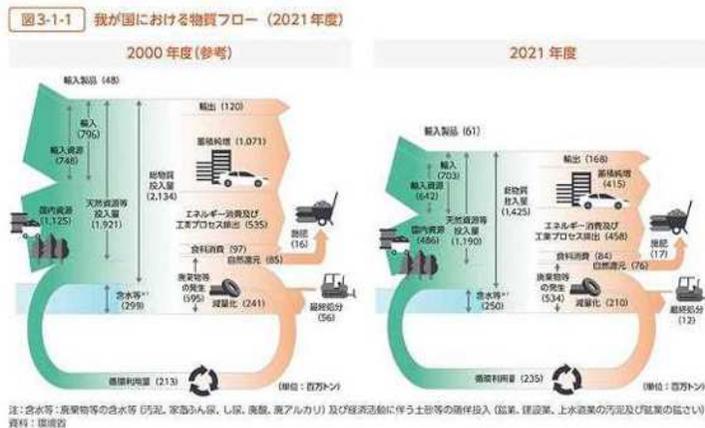
- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

### 第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

### 第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定  
物質フロー※の考え方の導入



経済・社会面に着目した施策の展開

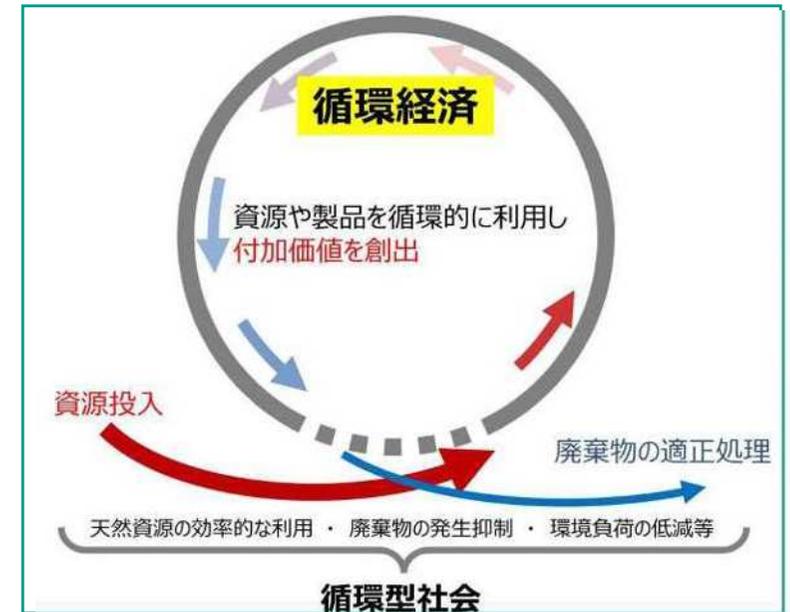
環境面に着目した施策の展開

# 第五次循環型社会形成推進基本計画について②

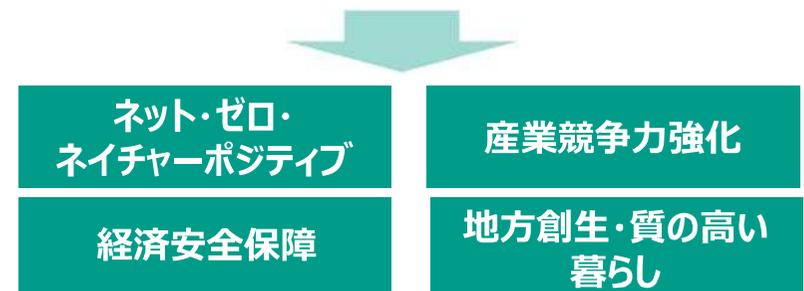


## 改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**
- 循環型社会形成の**ドライビングフォース**となる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。**
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



# 第五次循環型社会形成推進基本計画について③



## 計画の構成

- < 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）
- < 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
- < 3 > 目指すべき循環型社会の将来像
- < 4 > 各主体の連携と役割
- < 5 > 国の取組

5つの柱  
(重点分野)  
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標  
及び取組の進展に関する指標を設定

## 5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

# 第五次循環基本計画における指標の考え方

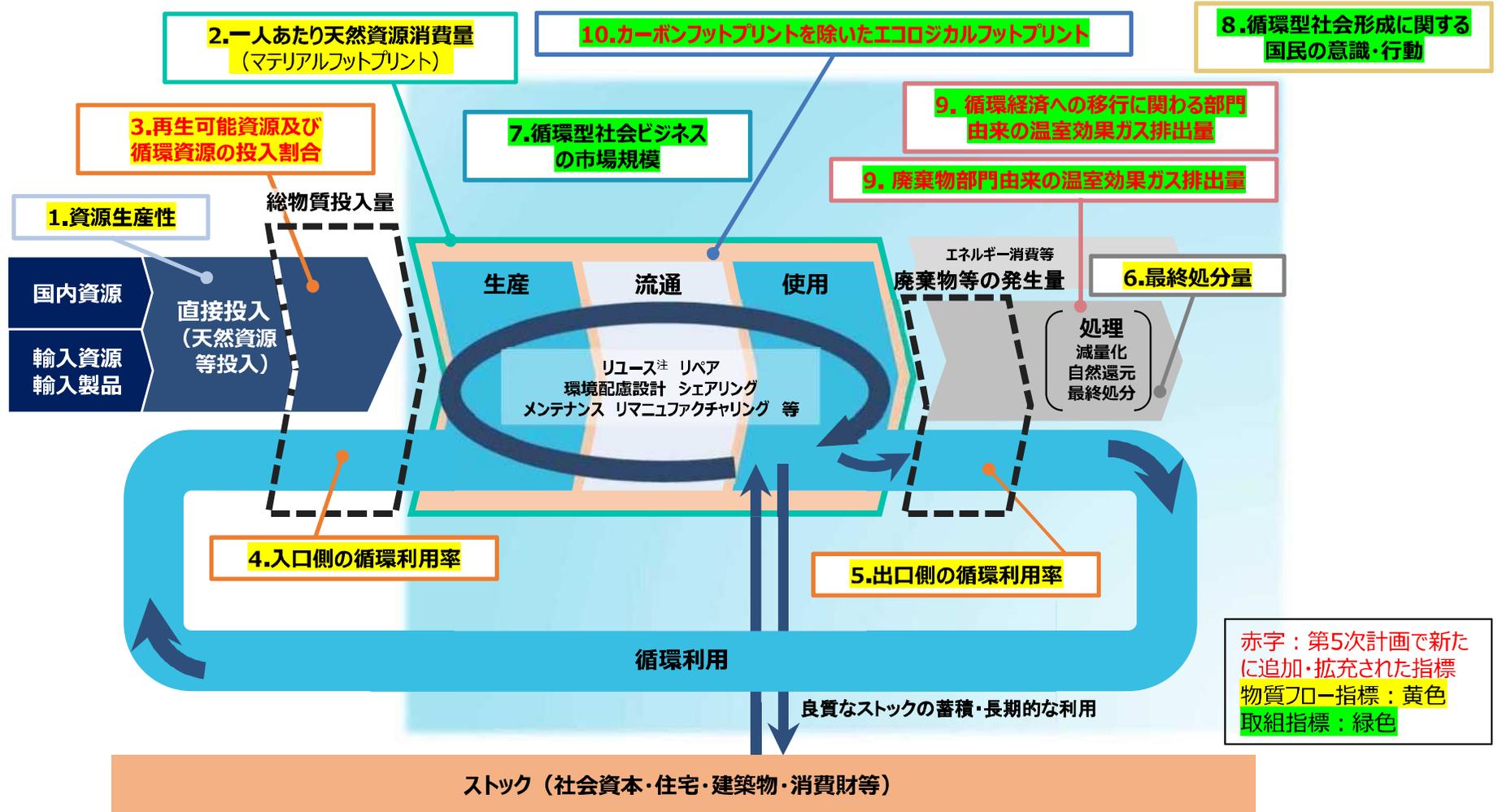


- 「循環型社会の全体像に関する指標」と5つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」を設定。
- 政策効果を分かりやすく把握できる指標数に絞って整理。（進捗点検では、要因分析のために行政事業レビューの結果等を用いて取組状況や政策効果を把握する。）

	指標の種類	
循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して設定した指標
	取組指標	物質フロー指標では表すことのできない、国・事業者・国民による循環型社会形成のための取組の進展度を計測・評価するための指標
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標 (5つの柱（重点分野）別の指標)	—	5つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標

# 循環型社会に関する全体像の指標（概要）

- どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかというものの流れ（物質フロー）の断面や各種取組の進展を測る、循環型社会に関する全体像の指標として10指標を設定。



※ 投入された物質のうち、輸出（製品等）、消費（食料・エネルギー）されるものもあるが、単純化のためこの図では省略している。  
 注 統計上、一部は循環利用としてカウントされている。

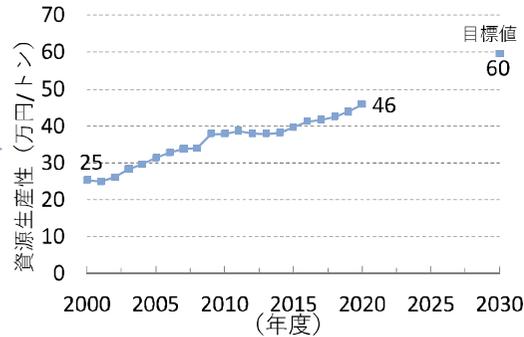
# 循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）



## ① 資源生産性

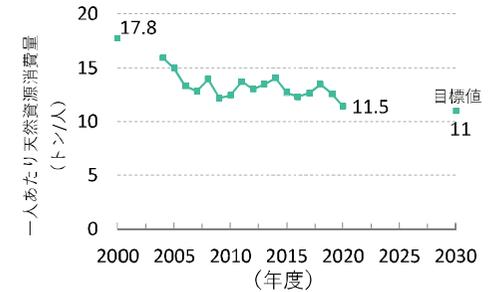
=GDP/天然資源等投入量

より少ない天然資源で生産活動を向上させているかを総合的に表す指標



## ② 一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）

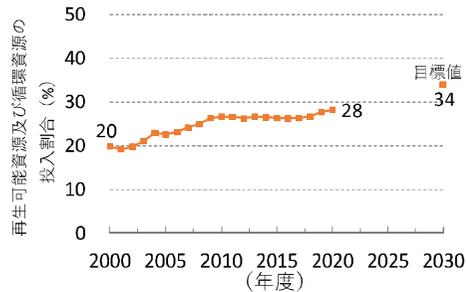
より少ない資源消費での国民生活の実現を表し、循環型社会の形成に向けた取組の総合的な結果を表す指標



## ③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合

= (バイオマス系天然資源等投入量+循環利用量) / (天然資源等投入量+循環利用量)

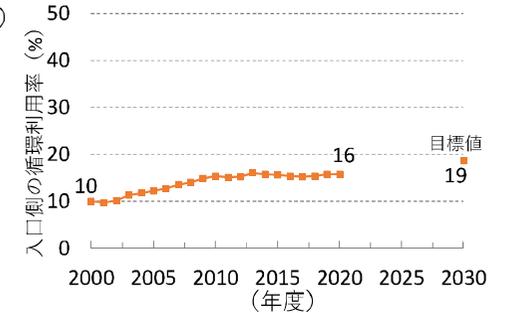
循環経済への移行や温室効果ガスの排出削減の観点から、従来の3Rの取組に加え、Renewableの取組進展も合わせて統合的に測る指標



## ④ 入口側の循環利用率

= 循環利用量 / (天然資源等投入量+循環利用量)

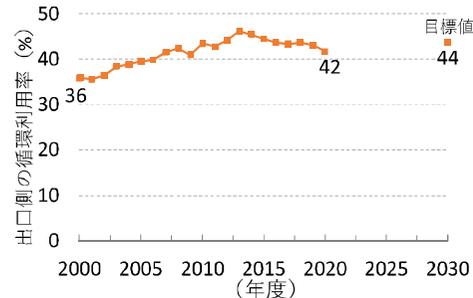
大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源消費が適切に抑制される社会の進展を測るための指標



## ⑤ 出口側の循環利用率

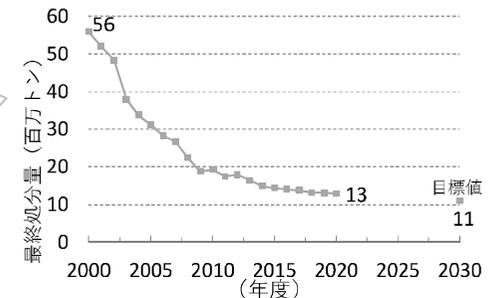
= 循環利用量 / 廃棄物等発生量

廃棄物処理における循環利用への仕向量の拡大の進展を測るための指標



## ⑥ 最終処分量

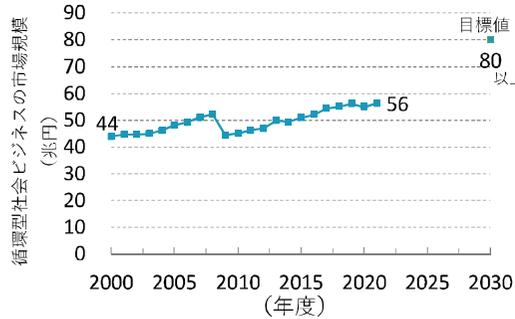
廃棄物の埋立量。廃棄物の排出抑制や循環利用の向上等で進めていくことに減少させてきたが、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めることで更なる減少を期待。



# 循環型社会の全体像に関する指標（取組指標）

## ⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模

企業の取組の進展だけでなく、国民等の意識・行動の結果も含まれており、広く循環経済への移行の進展状況を測る指標



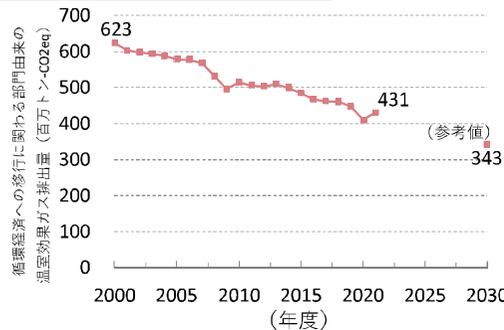
## ⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動

循環型社会の形成を進めるために求められる人々の意識・行動変容の状況を測る指標

	目標値 (目標年次)
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90% (2030年度)
具体的な3R行動の実施率	50% (2030年度)

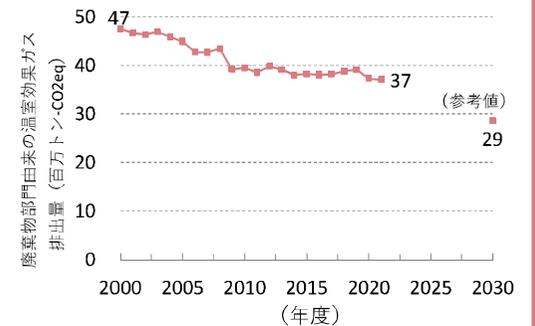
## ⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量

資源循環の取組等によるネット・ゼロに向けた総体的な状況を見る指標



## ⑨ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量

リサイクル等の取組の進展に伴う温室効果ガス排出削減を表し、廃棄物部門のネット・ゼロに向けた取組を測る指標



## ⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント

生態系サービスの需要量（負荷量）を測ることで、資源循環の取組を含む社会経済の変化による生物多様性への負荷を見ることを目的とした指標

各取組指標は循環型社会形成に向けた取組における下記の観点を見る指標として設定

取組指標	特に測るべき観点
⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	取組の経済的側面
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	取組の社会的側面
⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	ネット・ゼロとの同時達成実現
⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント	ネイチャーポジティブとの同時達成実現

# 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

## 主な課題・背景

## 主な政策的対応

## 実現される将来像

環境制約への対応	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
産業競争力強化・経済安全保障	気温上昇・種の絶滅が加速  バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き  世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策  ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導  ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング  ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進  ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり  ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

# 重点分野 1 : 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり



## 背景・課題

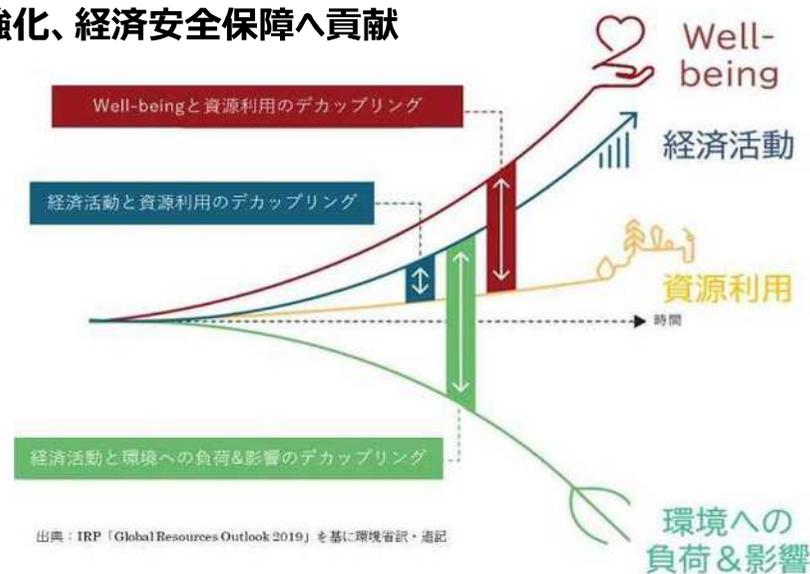
- 我が国が直面する数々の社会課題に対して**ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの同時達成を実現**させることが必要
- **持続可能な社会を実現し現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング・生活の質・経済厚生**の向上を実現していくため、ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で**循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化**や我が国の産業が必要とする**資源の安定供給**にもつなげていくことが必要

## 中長期的な方向性

- **循環経済アプローチを推進し、ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの統合的な施策を実施**
- **各地域に特徴的な循環資源・再生可能資源を循環させる取組の創出・自立・拡大**によって、**地域経済活性化・魅力ある地域づくり・地方創生へつなげる**
- **輸入資源の効率的利用・循環利用によって国際的な産業競争力強化、経済安全保障へ貢献**

## 目指すべき将来像

- **循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現**
- **環境への負荷が低減するだけでなく、人々は豊かな暮らしを送り、企業も利益を得て成長**



# 重点分野 1 : 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり



## 国の取組

- 循環経済への移行、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブに関する施策の統合的实施により、**トレードオフ回避とシナジー最大化**
- G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、バリューチェーンの資源循環性指標や情報開示等の環境整備及び国際的なルール形成を進め、**企業による循環経済の取組が評価される環境を整備するとともに、循環経済ビジネスへのESG金融を促進**

## 指標

- 循環型社会を形成し、持続可能な社会を実現するための全体的な方向性を示すものであるため、循環型社会の全体像の指標と同一の指標を用いる。

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

物質フロー指標		取組指標
資源生産性	入口側の循環利用率	循環型社会ビジネスの市場規模
一人当たり天然資源消費量	出口側の循環利用率	循環型社会形成に関する国民の意識・行動
再生可能資源及び循環資源の投入割合	最終処分量	循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量
		カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント

## 重点分野 2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環



### 背景・課題

- 我が国は世界的にもトップランナーの3Rを実現してきたが、近年の循環利用率は横ばいであり、経済成長率は鈍化
- 一方、我が国の企業が培ってきた高い技術力を、**製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業との事業者間連携（動静脈連携）**を通じて活用することにより、市場に新たな価値を生み出している事例もある

### 中長期的な方向性

- **事業者間連携により、再生材の利用拡大と安定供給等**などを通じて、中長期的にレジリエントな**資源循環市場の創出を支援**
- **2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から80兆円以上にする**という目標に向け、GX投資活用等により**循環経済への移行を推進**
- 環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から重要となる**①プラスチック・廃油、②バイオマス（廃棄物系バイオマスや未利用資源、食品廃棄物、下水汚泥等、木材、紙、持続可能な航空燃料（SAF）等）、③ベースメタルやレアメタル等の金属、④土石・建設材料**について、重点的にライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環を推進
- **ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルを推進**
- **①容器包装、②建築物、③自動車、④小型家電・家電、⑤繊維製品（ファッション）、⑥地球温暖化対策等により普及した製品や素材**については、製品ごとの政策の方向性を明示



J4CE動静脈連携・マッチング会合  
(R5年9月6日開催)



PETボトル水平リサイクル設備

## 重点分野 2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環



### 目指すべき将来像

	事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿（抜粋）
資源確保段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な循環資源・再生可能資源の割合をできるだけ高め、枯渇性資源の利用や有害物質の利用を抑制</li> <li>・再生可能資源は、自然の中で再生されるペースを超えて利用することがないように十分に配慮</li> </ul>
生産段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能資源の使用割合が高まるとともに、<b>再生材利用が促進</b></li> <li>・<b>必要なモノを必要な時に必要な分だけ生産</b></li> <li>・<b>環境配慮設計を行う拡大生産者責任に沿った製品が広がり</b>、こうしたビジネスモデルのブランド価値向上</li> </ul>
流通段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通経路の最適化、モノ・サービスの共有を図るシェアリングプラットフォームの構築など<b>新たな技術・システムを用いたビジネスモデルの広がり</b></li> </ul>
使用段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスに必要な最小限のモノを提供し長期間サービスに必要な機能が発揮できるようモノの点検・リペア・交換・再使用等を行うなど<b>個々の生活者に寄り添い長期にわたり稼いでいくビジネスモデルの広がり</b></li> </ul>
廃棄段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないモノで再資源化可能なモノは再資源化し、再資源化できないモノでエネルギー回収できるモノはエネルギー回収し、再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分</b></li> <li>・住民の<b>利便性の高い廃棄物回収体制の構築</b></li> </ul>
ライフサイクル全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>持続可能な資源や素材に対する認証とそれに基づくグリーン調達、自主的取組とそれを促進するための経済的なインセンティブ付与、バリューチェーンの循環性指標策定などによる取組の進捗の見える化など多様な手段を組み合わせたライフサイクル全体の最適化</b></li> <li>・<b>関連事業者間での資源循環に関する情報の適切な共有</b></li> </ul>

## 重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環



### 国の取組

- 新たな成長の鍵となる、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との事業者間連携（動静脈連携）を通じて、市場に新たな価値を創出
  - 廃棄物等バイオマスの素材や燃料（SAF等）としての利活用、研究開発や設備導入支援
 

2030年時点、燃料使用量の10%をSAFに置き換え（航空運送事業者）
  - 建築物等の分別解体・再資源化の徹底・高度化と需要拡大のための取組の推進、住宅インフラの長寿命化の推進
  - 諸外国の動向も踏まえたサステナブルファッションの推進、衣類の資源循環推進のための技術開発
 

家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減
  - 環境配慮設計やAI・機械化等による再資源化の高度化と自動車等への再生材供給拡大
  - 太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの検討
  - 食品循環資源の飼肥料利用の促進
 

施行から3年の間に100件以上の認定
  - 再資源化事業等高度化法に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ」を活用した資源循環のための事業者間連携の取組促進
- 各種リサイクル法に基づく取組の着実な実施
 

プラスチック再生利用量とレアメタル等の金属のリサイクル原料の処理量を2030年度までに倍増
- 循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から2030年までに80兆円以上、2050年までに120兆円
- 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等や整理を行うとともに、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献

### 指標

指標名		数値目標【目標年次】
1) 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況（※）	入口側の循環利用率	—
	出口側の循環利用率	—
	最終処分量	—
2) バイオマスプラスチックの導入量		約200万トン（2030年度）
3) リユース市場規模		—
4) 認定長期優良住宅のストック数		約250万戸（2030年度）

（※）計画フォローアップに当たっては、例えば次に掲げる品目・取組内容・目標についても進捗を把握。  
 プラスチック再生利用量倍増、燃料使用量の10%をSAFに置き換え、食品ロス量半減、金属リサイクル原料の処理量倍増、レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に約50万トン（2020年比5割増）に増加、家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減、紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数150自治体 等

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

## 重点分野3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

### 背景・課題

- 地域においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブと循環経済の統合的取組を進めることが重要
- 地産地消によって地域は活性化し、里地里山・里海に管理が行き届くようになることで生態系の保全にもつながる
- 食品ロス・食品廃棄物の削減など食品・農業分野の取組は、生物多様性の回復に向けても大きく貢献
- 廃棄物系バイオマスや未利用間伐材等の未利用資源について、地域の実情に応じて活用を検討することが重要
- プラスチックを含む海洋ごみは海洋生物等に影響を与えることから、国内外由来の海洋ごみへの対応の加速が必要

### 中長期的な方向性

- ネット・ゼロやネイチャーポジティブにも資する持続可能な地域、資源生産性の高い循環型社会を形成していくため、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組を推進
- 地域のストックを適切に維持管理・長く賢く使うことにより、資源投入量や廃棄物発生量を抑え、持続可能で活気のあるまちづくりにつなげる
- リユース品や修理サービス、循環資源や再生可能資源を用いた製品など多様な選択肢が提供されることで、消費者のライフスタイル転換や企業の行動変容につなげる
- 各主体が連携し地域資源の効率的循環システムを構築し、高い付加価値を創出する資源循環の取組を創り出すことで、地域経済を活性化させ、交流人口の増加や地域への投資を通して魅力ある地域づくりにつなげる
- 地域の循環システム構築のためのサステナブルファイナンス推進の環境整備
- 住民にとって利便性の高い分散型の資源回収拠点等の活用を考慮した分別収集を推進
- 一般廃棄物処理システムの高効率化・強靱性確保のための廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化推進、老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化、廃棄物処理施設におけるエネルギー回収効率向上
- 適切な森林管理や建築材料への木材利用拡大、木質系新素材の利用拡大を通じて、森林資源の循環利用を確立
- プラスチックごみを含む海洋ごみへの対応の加速化に向けた多様な主体の連携による発生抑制対策や国際連携強化等の推進

## 重点分野3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

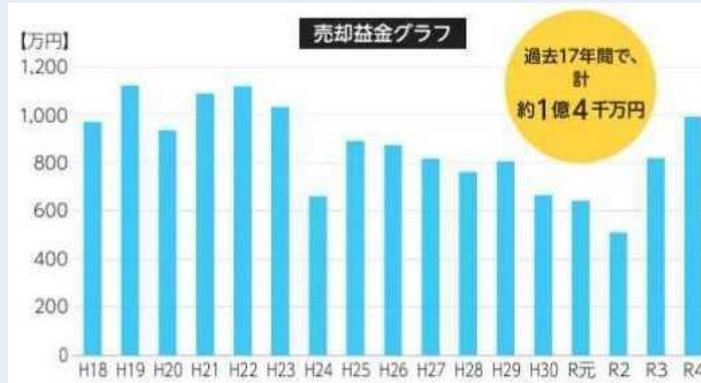
### 目指すべき将来像

- 人口減少・少子高齢化の進む状況下においても**循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環**
- 持続可能な農林水産業が地域産業として確立、**地域コミュニティの再生**、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応等地域課題の解決や**地方創生が実現**
- 自然環境の管理、**循環システムの構築による生態系の保全**
- 循環分野の経済活動による**地域の経済社会の活性化等**の先行地域の取組に係る情報の**全国的横展開**のための整理・共有
- 施設整備、**廃棄物処理の広域化・集約化**、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術導入などの**実施**

### 鹿児島県大崎町のリサイクルシステム

リサイクル率84.0%を達成（令和4年度）  
資源ごみ売却益金の発生や雇用の増加など副次的な効果にも繋がっている

(資源ごみ売却益金の発生)



(雇用の増加)



出典: 左: 大崎町HP<[https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/sy\\_kanko/machiannai/koho/r5-osaki/documents/osaki20230503.pdf](https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/sy_kanko/machiannai/koho/r5-osaki/documents/osaki20230503.pdf)>  
右: 令和5年11月17日第五次循環型社会形成推進基本計画の策定に向けたワークショップ 大崎町資料

## 重点分野3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

### 国の取組

- 資源の特性に応じた最適規模での資源循環の推進
- リユース品や修理サービス、地域の循環資源・再生可能資源を活用した製品など、環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進し、消費者のライフスタイル転換を促進し、質の高い暮らしを実現
- 地域の循環資源や再生可能資源を活用し、再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化
  - 地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築、中核的人材の育成
  - 食品ロス削減、食品循環資源の肥飼料化・エネルギー等への活用
  - 有機廃棄物や未利用資源等のバイオマス資源の肥料やエネルギー等としての循環利用の促進
  - 使用済み紙おむつの再生利用の促進
  - 環境と調和の取れた持続可能な農林水産業
  - 分散型資源回収拠点等の活用
  - 資源循環ネットワーク拠点の戦略的構築等の観点も踏まえ、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環の促進

2030年度までに  
2000年度比で  
食品ロスの半減

2030年度までに実施・  
検討を行った自治体の総  
数を150自治体

### 指標

指標名		数値目標【目標年次】
1) 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数※		—
2) 地域特性を活かした廃棄物の 排出抑制・循環利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の排出量	—
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	—
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g【2030年度】
3) 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合		46%【2027年度】
4) 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合		100%【2027年度】

※地域循環共生圏に取り組む地方公共団体のうち、資源循環を核とした取組を行うものの数を把握

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

## 重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

### 背景・課題

- 価値の源泉が「モノ」から「ヒト（人材）」・「データ」に移っていく中で、多様なものを互いにつなぎ統合することで大きな付加価値を産み出し、「**資源生産性**」を向上させることが効果的。そのためICTの利活用、課題である人手不足を補う**DXの推進**、廃棄物処理・資源循環分野の人材育成が重要となるほか、**各主体間の連携の促進**が重要
- **環境価値の高い製品が選択される意識改革・行動変容と需要創出**、新たな価値の創造による付加価値の高いビジネスモデルの構築やこれらを通じた雇用機会の創出が求められている
- 欧州でデジタル製品パスポート（DPP）の導入の動きがある中で、再生材の品質に関するデータベース構築は必要不可欠
- 我が国では毎年のように大規模災害が発生。**国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた備えが必要**
- **廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠**。有害廃棄物の適正処理に加え、PFAS含有廃棄物等についても科学的な知見の収集を進める必要。また、「オーバーツーリズム」への対応も課題
- 東日本大震災からの環境再生に向け、**一日も早い復興に向けて課題に取り組む必要**

### 中長期的な方向性

- 技術開発・情報基盤・各主体間連携・人材育成の強化に向け、
  - ・トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からデジタル技術・ロボティクス等の最新技術の徹底活用による**資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を促進**
  - ・**資源循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を推進**
  - ・**ESG投資の拡大**を資源循環に取り組む企業の価値向上と産業競争力強化につなげる
  - ・様々な**教育**の場での取組を通じた消費者や住民の**意識変革・行動変容の促進**
- **災害廃棄物処理の適正かつ迅速な実施**のため、地方公共団体・地域ブロック・全国レベルでの**重層的な廃棄物処理システムの強靱化**を促進
- **廃棄物の不適正処理への対応強化や不法投棄の撲滅、有害廃棄物対策**を着実に進める
- **放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の最終処分**に向けた**減容・再生利用等の取組**を地方公共団体等の関係者と連携して促進



AI選別ロボット

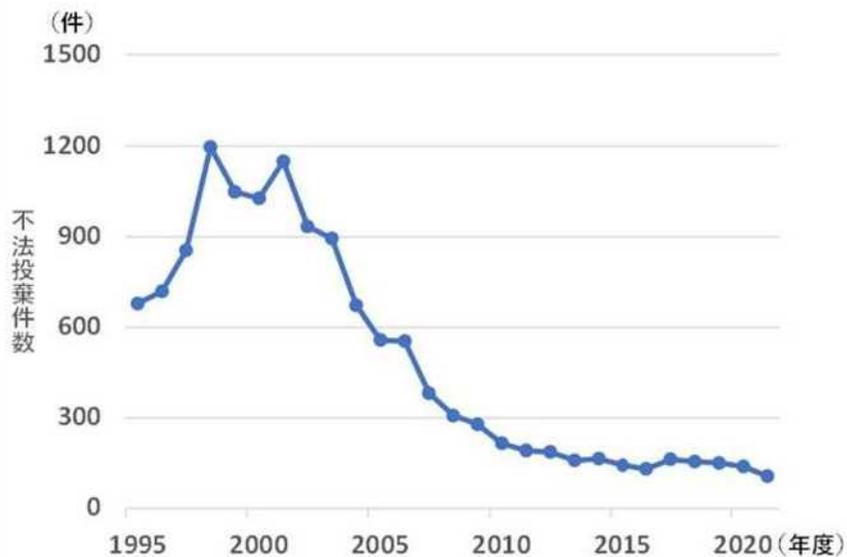
出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集  
(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)  
(<https://www.env.go.jp/content/900535534.pdf>)

# 重点分野 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

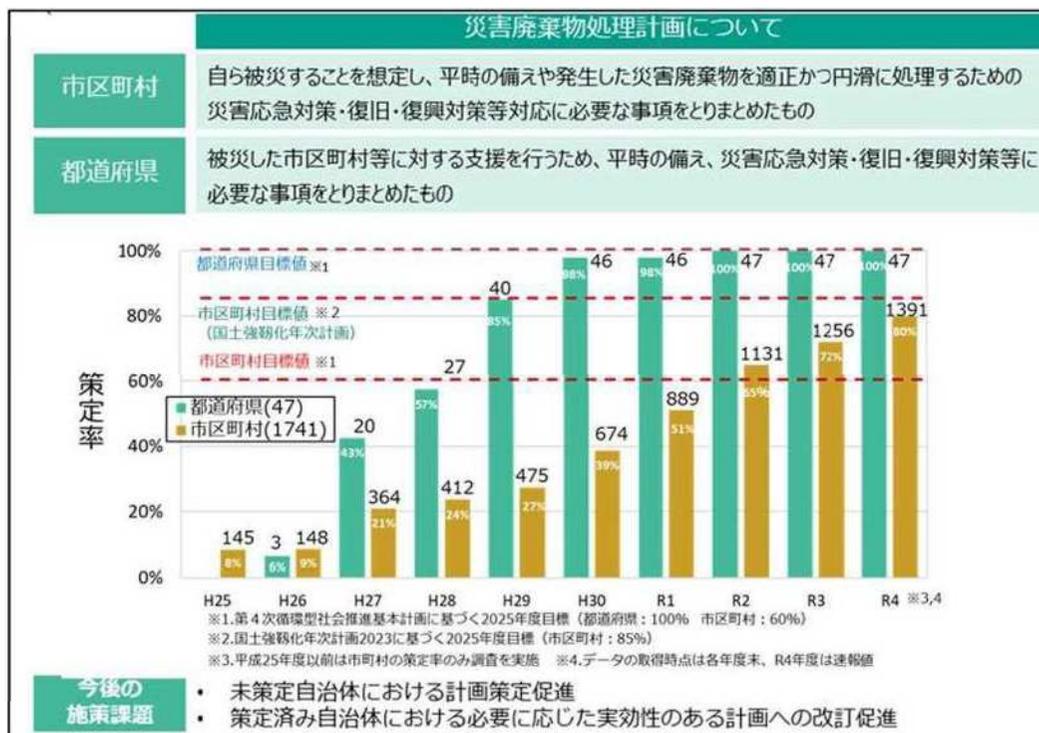


## 目指すべき将来像

- 3Rを促進する**新たな技術開発、企業による情報開示等の仕組み**が整えられ、ESG投資が拡大
- リユースや、**循環資源・再生可能資源を用いた製品の利用拡大**
- **災害廃棄物処理の加速化、地域レベル及び全国レベルでの広域連携体制の構築**
- 電子マニフェストやITを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底等により、**廃棄物の不法投棄や不適正処理が改善**
- 放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等について、国民の理解の下、**適正かつ安全に処理を進めている**



(出典：不法投棄等の状況 (令和3年度) の調査結果資料  
(<https://www.env.go.jp/content/000101966.pdf>) より作成)



### 今後の施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

## 重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行



### 国の取組

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等を通じた技術開発と、情報流通基盤の整備
- 環境教育等促進法に基づく取組推進、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を促進
- 廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化
  - ・地域における廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組の促進
  - ・熱回収の高度化やCCUS等の技術開発の推進
  - ・災害廃棄物等を円滑・迅速に処理できる広域連携体制の構築
- 環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適切な管理や廃棄物の適正処理に向けた対策を講じる
- 廃棄物・資源循環の専門人材等の育成・確保の強化・検討
- 災害廃棄物分野の人材育成・訓練、災害廃棄物処理計画の点検・見直しなど実効性向上に向けた取組への支援
- 化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及
- 除去土壌等について放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き適正かつ安全に処理

### 指標

指標名		数値目標【目標年次】
1) 最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準（22年分）を維持【2030年度】
	産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準（17年分）を維持【2030年度】
2) 不法投棄・不適正処理量等		—
3) 産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%【2030年度】
4) 災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%【2030年度】
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	都道府県100%、市町村60%【2030年度】
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%【2030年度】

## 重点分野5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

### 背景・課題

- “資源の困り込み”の動きが一部の国や地域で顕在化。日本企業の競争力のみならず、日本市場や資源調達、貿易にも影響を及ぼす可能性があり、天然資源を輸入に頼る我が国では、資源の効率的・循環的な利用促進・循環経済移行推進には、**資源循環に関する国際的なルール形成をリードし国際的な資源循環を進めることが不可欠**。
- ASEAN等途上国では急激な経済成長に伴い都市の廃棄物発生量が増加し、適正な廃棄物管理インフラが整備されていないことによる環境汚染や健康被害が発生

### 中長期的な方向性

- 国際的な資源循環に関する議論や国際的なルール形成をリードし、**国内外一体的な資源循環施策を促進**。CEREP（資源循環及び資源効率性原則）等の民間企業での活用を促進することで、**バリューチェーン全体での循環性を向上**
- 日ASEANパートナーシップやG7での合意に基づき、重要鉱物等の国内及び国際的な回収・リサイクルの強化等を図るため、**我が国が優位性を持つ金属製錬技術を活用**するとともに、バーゼル条約等に基づくe-waste等の不適正輸出入対策等の取組や**必要な諸手続の電子化**により再資源化可能な資源の**輸出入の迅速化**を図り、国際的な資源循環を円滑化
- 我が国主導のプラットフォームでの活動（知見の共有や情報発信等）により、日本の**循環産業が海外展開しやすい環境を形成し、民間企業の海外展開を促進**

### 目指すべき将来像

- **環境上適正な国際的な資源循環体制の構築**
- 我が国の資源循環に係る技術やインフラの**国際展開、国内外で資源効率性や循環性が向上**

重要鉱物の安定供給のため  
ASEAN等からのE-scrapの輸入量増加



## 重点分野5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

### 国の取組

- G7、G20、OECD、UNEA等での国際的な資源循環政策形成をリード
- CEREPに基づく国際機関や民間企業等との連携による、バリューチェーンレベルの循環性指標や環境負荷削減効果の推計方法及び企業レベルでの循環性指標や情報開示手法等の整備と国際的なルール作りや標準化への貢献
  - 企業による循環経済の取組が評価される環境の整備とそうした企業への投資を促進
- 電子スクラップ等の輸入円滑化等による国内外一体的な資源循環促進 e-scrapのリサイクル処理量を2030年までに約50万トン（2020年比5割増）に増加
- 日ASEAN特別首脳会議の実施計画等に基づき、ASEANにおけるe-waste関連法令の整備、行政及び現地企業の能力開発、現地及び本邦企業の連携を促進
- 国際的に公正な競争環境の促進を図るため、輸出関税と国際貿易ルールとの整合性を確保
- 各国のe-scrapの輸出手続が2025年から煩雑化することへの対応として、バーゼル法の認定制度の更なる促進と電子化手続きの検討を推進
- 「インフラシステム海外展開戦略」等に基づき、ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野や汚水処理システムのインフラの国際展開を支援
  - 制度・人材育成・システム・技術の協力をパッケージで進め、環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を具体的なプロジェクト形成を通じて促進
  - 廃棄物発電事業については、国内外での経験を踏まえ、入札条件やルールを適正化するため、国際機関等と連携し廃棄物発電の各国向けのPPPガイダンスを策定し、実際の入札に適用し、優良事例を創出

### 指標

指標名	数値目標【目標年次】
1) 特定有害廃棄物等の輸出入量	—
2) E-Scrapの輸出入量	—
3) 焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額	—

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

## 地方創生・質の高い暮らし

### ◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした資源循環モデル創出やネットワーク形成を主導できる中核人材の育成
- レアメタルを含む小型家電等の回収率向上
- 「質」を重視した建設リサイクルの推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、下水汚泥資源の肥料活用
- 長く使える住宅ストックの形成、インフラの長寿命化の推進
- リユース・リペア等新たなビジネスの展開支援
- 食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつのリサイクルへの支援

## 産業競争力強化・経済安全保障

### ◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大 (循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- 再資源化事業等高度化法の円滑な施行や産学官のプラットフォームの活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への機械化・AI導入等による高度化・供給拡大支援
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築
- 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備の推進

### ◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築
- 金属スクラップの不適正な国外流出を抑制
- ASEAN諸国等へ廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進

## カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

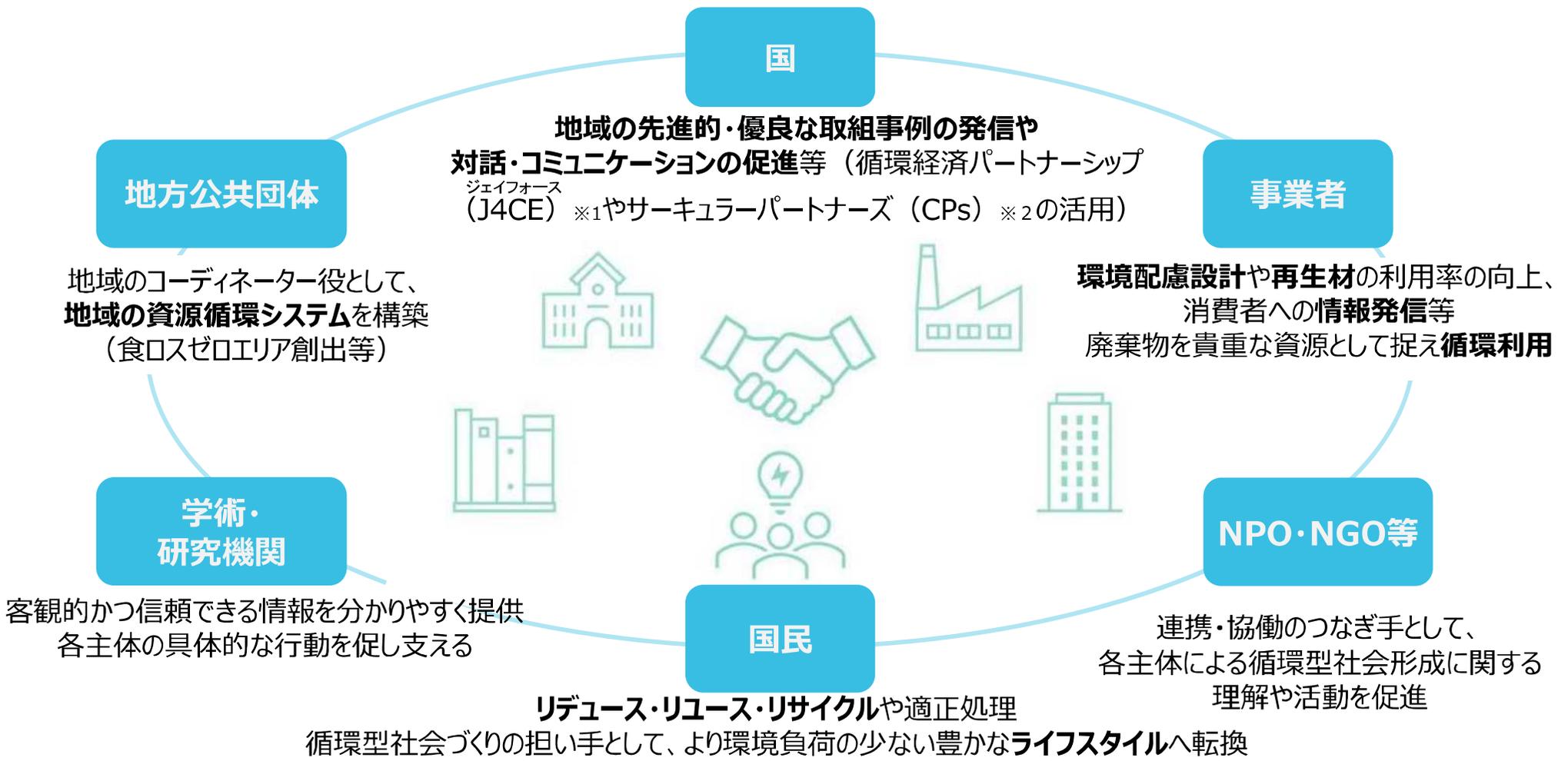
◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献  
(資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で循環経済への移行を実現

# 各主体の連携と役割

■ 循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が互いに連携・協働して取り組む必要がある



※1 : Japan Partnership for Circular Economy(循環経済パートナーシップ)。官民連携を強化することを目的に、2021年3月に環境省・経済産業省・日本経済団体連合会とともに立ち上げ。  
 ※2: 国、自治体、大学、企業等の関係主体のライフサイクル全体における連携促進を目的に2023年3月に経済産業省・環境省が立ち上げ。

# 第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～

2024年8月2日  
閣議決定

循環経済への移行は  
経済や暮らしなどの  
社会課題と環境問題の  
同時解決につながる手段



あらゆる地域における  
循環経済とSDGs

出所: OECD “The Circular Economy in Cities and Regions : Synthesis Report”  
([https://www.oecd-ilibrary.org/sites/10ac6ae4-en/1/3/1/index.html?itemId=/content/publication/10ac6ae4-en&csp\\_=1ebb6c64661c2ec985d31fb93fe18274&itemIGO=oecd&itemContentType=book](https://www.oecd-ilibrary.org/sites/10ac6ae4-en/1/3/1/index.html?itemId=/content/publication/10ac6ae4-en&csp_=1ebb6c64661c2ec985d31fb93fe18274&itemIGO=oecd&itemContentType=book))  
Figure1.5より仮訳

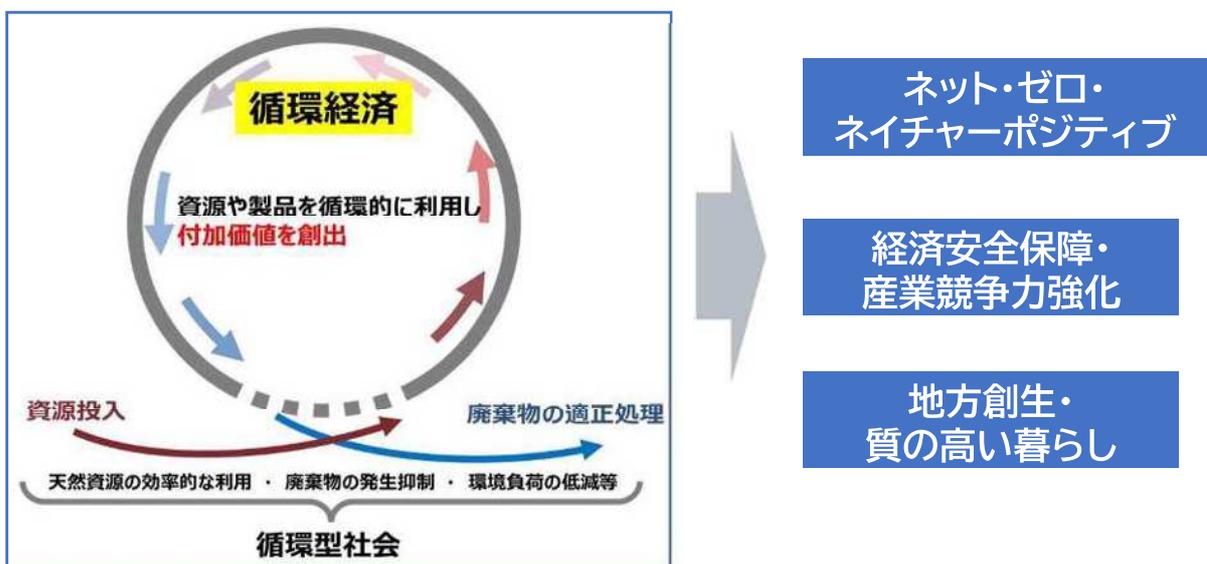
# 背景とポイント

## 主な課題



## 循環型社会づくりによる課題解決

- ◆ 循環経済への移行により循環型社会を形成することは、我が国が直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら、新たな市場を作り、国民の暮らしを改善して、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」を高めるもの
- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進することが鍵



鍵となる「循環経済への移行」を進めていく必要

# 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋

## 主な課題・背景

## 主な政策的対応

## 実現される将来像

### 環境制約への対応

気温上昇・種の絶滅が加速

- ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ(※)との統合的施策(資源循環がGHG削減に貢献できる余地のある部門の割合は全排出量の36%)
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策

(※)ネット・ゼロ:温室効果ガス排出の実質ゼロ。  
ネイチャーポジティブ:自然再興。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる。

- ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制
- ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決(シナジー推進)
- ・環境負荷を下げつつ、経済成長を達成

### UNEP国際資源パネル(IRP)より

世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55%以上、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上、粒子状物質による健康影響の最大40%を占め、これら採取・加工による気候及び生物多様性への影響は、気候変動を1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐために許容される限度をはるかに超過していると指摘。

### 経済安全保障・産業競争力強化

資源獲得競争・鉱物等資源の価格高騰と供給懸念

- ・資源の最大限の循環利用
- ・国内外一体的な資源循環の強化

再生材利用強化の動き

- ・環境配慮設計
- ・高度な再資源化による再生材の利用・供給拡大
- ・国際ルール形成主導

- ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現
- ・国内外一体の資源循環体制構築
- ・再生材を利用することによる製品・サービスの競争力向上
- ・資源確保における我が国の国際的なプレゼンス向上

### 地方創生・質の高い暮らし

地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、過疎化、空き家・空き店舗等の増加

- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体の連携協働を促進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却

- ・ライフスタイルの転換(再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッショロス削減など)

- ・地域課題の解決(地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など)
- ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり
- ・行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

# 循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)とは

経済・社会面に着目した施策の展開

循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。

## 今回の計画(第五次計画)

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

## 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

## 第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

## 第二次計画(2008)

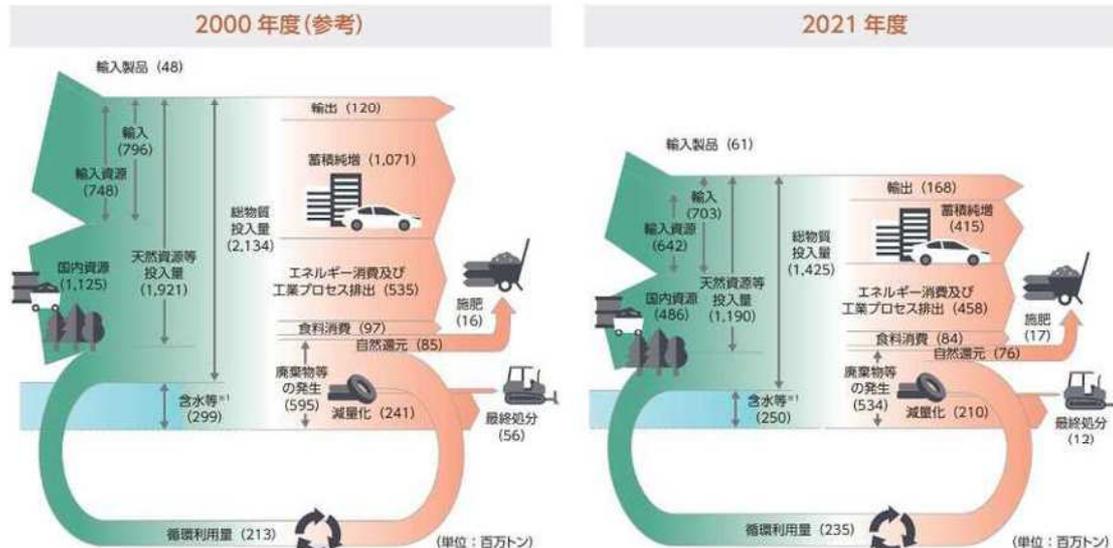
- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

## 第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定  
物質フロー\*の考え方の導入

環境面に着目した施策の展開

※物質フロー



注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。資料：環境省

## 5つの柱(重点分野)

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

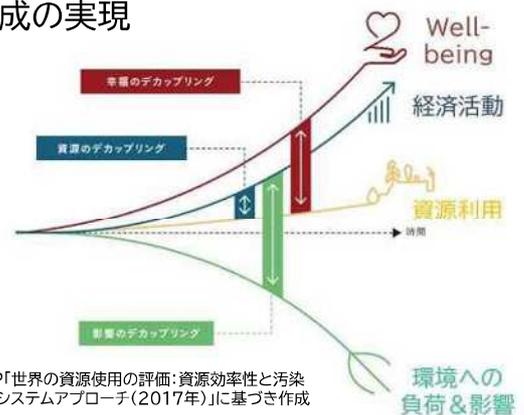
# 重点分野1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

## 中長期的な方向性

- 各地域に特徴的な循環資源・再生可能資源を循環させる取組の創出・自立・拡大によって、地域経済活性化・魅力ある地域づくり・地方創生へつなげる
- 循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や我が国の産業が必要とする資源の安定供給へ
- 輸入資源の効率的利用・循環利用によって国際的な産業競争力強化、経済安全保障へ貢献
- ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの同時達成の実現

## 目指すべき将来像

- 循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現
- 環境負荷の低減に加え、人々は豊かな暮らしを送り、企業も利益を得て成長



# 重点分野2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

## 中長期的な方向性

- 2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から80兆円以上に、2050年には120兆円に
- 製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等の連携で新たな価値を創出
- ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルを推進

## 目指すべき将来像

- 環境配慮設計、リユース・リペア等の促進、リサイクル高度化
- バリューチェーンの循環性指標策定等による取組の進捗の見える化
- 関連する事業者間で資源循環に関する情報共有
- 持続可能な資源や素材に対する認証とそれに基づくグリーン調達



J4CE(※)ビジネス交流会  
(R5年9月6日開催)

(※)Japan Partnership for Circular Economy (ジェイフォース、循環経済パートナーシップ)。官民連携を強化することを目的に、2021年3月に環境省・経済産業省・日本経済団体連合会とともに立ち上げ。

<p>素材ごとの方向性</p>	<p>デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保 3R+Renewableの取組の社会全体での全体最適</p> <p>ライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環</p>
<p>プラスチック・廃油</p>	<p>プラスチック資源循環促進法等に基づく3R+Renewableの取組促進、市場ルールの形成</p> <p>再生材の活用・新規投入のバイオマス化、焼却せざるを得ない場合の熱エネルギーの徹底的な回収</p> <p>廃溶剤のアップサイクル等廃油のリサイクル推進</p> <p><b>プラスチック再生利用量倍増</b></p>
<p>バイオマス</p>	<p>未利用間伐材、家畜排せつ物、下水汚泥等のバイオマスの肥料・エネルギー等への活用等</p> <p>食品ロス削減、食品循環資源の肥飼料化・エネルギー等への活用</p> <p>再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給に向けた取組</p> <p>自然の中で再生されるペースを超えない利用</p> <p><b>食品ロス半減</b></p> <p><b>燃料使用量の10%をSAFに置き換え(航空運送事業者)</b></p>
<p>ベースメタルやレアメタル等の金属</p>	<p>国内における金属回収の徹底等の取組</p> <p>アジアを中心とした国々で処理・再資源化が困難な使用済製品等からの金属の再資源化</p> <p>天然資源採取の最小化に向けたライフサイクル全体での最適化、ASEAN等との国際資源循環体制の構築による重要鉱物の確保</p> <p><b>e-scrap リサイクル処理量 約50万トン</b></p> <p><b>金属リサイクル原料 処理量倍増</b></p>
<p>土石・建設材料</p>	<p>建設資材の環境配慮設計、建築物長寿命化等、良質な社会ストックを形成</p> <p>セメント製造工程での有用金属回収、副産物・廃棄物・処理困難物利用拡大、混合セメント利用拡大</p> <p>付加価値の高い再生利用、リサイクルの質の向上や用途拡大</p>

本計画にはここで示す以外にも数値目標があるが、ここでは循環経済工程表(2022)にある主な数値目標を示す。

<p>製品ごとの方向性</p>	<p>生産段階での環境配慮設計、再生可能資源の利用促進</p> <p>使用段階でのリユース、リペア、メンテナンス、サブスクリプション等、新たなビジネスモデルを推進</p> <p>ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化</p>
<p>建築物</p>	<p>良質な社会ストックの形成・維持、長寿命化による廃棄物の発生抑制</p> <p>コンパクトで強靱なまちづくり、災害時廃棄物発生量低減</p> <p>有効活用できる建築資材の再使用、建設系廃プラの再資源化</p>
<p>自動車</p>	<p>現在のGHG排出実態の早急な把握</p> <p>GHG削減効果、電動化の推進による影響、蓄電池排出状況分析</p> <p>自動車リサイクル分野における脱炭素戦略の検討</p> <p>自動車ライフサイクル全体の脱炭素化（実質排出ゼロ）、自動車リサイクルプロセスの脱炭素化</p> <p>自動車向けプラスチック再生材の供給拡大の支援</p>
<p>小型家電・家電</p>	<p>リサイクル推進の機運醸成、市町村等の取組促進</p> <p>廃家庭用エアコンの回収推進によるアルミや銅及びフロン類の回収量増</p> <p>小型家電の効率的・効果的な回収量増加 家電リサイクル法の確実な施行・普及啓発等による回収の推進</p>
<p>繊維製品（ファッション）</p>	<p>国内における繊維製品の回収方法、回収した繊維製品の選別・分離技術の開発</p> <p>設計・製造時の環境配慮設計</p> <p>生活者への理解促進</p> <p>社会全体での適量生産・適量購入・循環利用、リサイクル技術の高度化</p> <p>サステナブルファッション実現</p> <p><b>家庭から廃棄される衣類の量を25%削減</b></p>
<p>地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材</p>	<p>太陽光発電設備のリユースやリサイクルを促進・円滑化するための新たな仕組みの構築</p> <p>リチウム蓄電池・鉛蓄電池の適正なリユース・リサイクル・処分の徹底</p> <p>リサイクル技術の高度化を含め3Rに関する技術開発・設備導入</p>

## 重点分野3

# 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

### 中長期的な方向性

- 循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組を推進
- 地域のストックを適切に維持管理・長く賢く使うことにより、持続可能で活気のあるまちづくりにつなげる
- 地域資源の効率的循環システムを構築し、地域経済の活性化を推進
- リユース品や修理サービス、再生資源を用いた製品などの多様な選択肢を提供することにより、市民の行動・ライフスタイルの転換を促進し、質の高い暮らしを実現
- サステナブルファイナンス推進の環境整備
- 廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化推進、老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化、廃棄物処理施設におけるエネルギー回収効率向上
- 森林資源の循環利用の確立

2030年までに  
紙おむつリサイクル実施・  
検討150自治体

#### <北海道上士幌町>

- 酪農が盛んな上士幌町では、畜産ふん尿を適正処理する過程で発生するメタンガスを活用したバイオガス発電が行われており、その電力のほとんどがFIT売電される一方、特定卸供給の仕組みを用いることで、再生可能エネルギーの地産地消を実現
- また、地域内への電力供給(販売)は、町やガス会社、金融機関等などが共同出資している地域電力会社の(株)karchが運営し、電力料金は大手電力会社よりも約2%安く、地域住民の負担を軽減



バイオガスプラント

### 目指すべき将来像

- 人口減少・少子高齢化の進む状況下においても循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環
- 地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応等地域課題の解決や地方創生が実現
- 自然環境の管理、循環システムの構築による生態系の保全
- 循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化等の先行地域の取組に係る情報の全国的横展開のための整理・共有



## 重点分野4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と 着実な適正処理・環境再生の実行

### 中長期的な方向性

- 環境価値の高い製品が選択される意識改革・行動変容と需要創出、資源循環の取組が評価される環境整備
- 資源循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を推進
- 災害廃棄物処理の適正かつ迅速な実施のため、地方公共団体・地域ブロック・全国での重層的な廃棄物処理システムの強靱化
- 廃棄物の適正処理の推進、廃棄物の不適正処理や不法投棄等への対応強化、有害廃棄物対策の着実な実施
- 東日本大震災からの環境再生に向けた放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の減容・再生利用等の取組促進

### 目指すべき将来像

- 3Rを促進する新たな技術開発、企業による情報開示等の仕組みが整えられ、ESG投資が拡大
- リユースや、循環資源・再生可能資源を用いた製品の利用拡大
- 災害廃棄物処理の加速化、広域連携体制の構築



令和元年東日本台風 廃棄物集積所

環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル 災害廃棄物対策を「見る」令和元年東日本台風(令和元年台風第19号)  
([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/r01\\_typh19/detail?id=HA-10-04-001](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/r01_typh19/detail?id=HA-10-04-001))

## 重点分野5 適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

### 中長期的な方向性

- 国際的な資源循環に関する議論のリード、国際的なルール形成
- 重要鉱物等の国内外一体の資源循環体制の構築
- 制度・人材育成・システム・技術等をパッケージとして我が国の循環産業の海外展開を推進

### 目指すべき将来像

- 環境上適正な国際的な資源循環体制の構築
- 我が国の資源循環に係る技術やインフラの国際展開、国内外で資源効率性や循環性が向上



E-wasteの手解体<sup>1)</sup>



ケーブルの野焼き<sup>2)</sup>

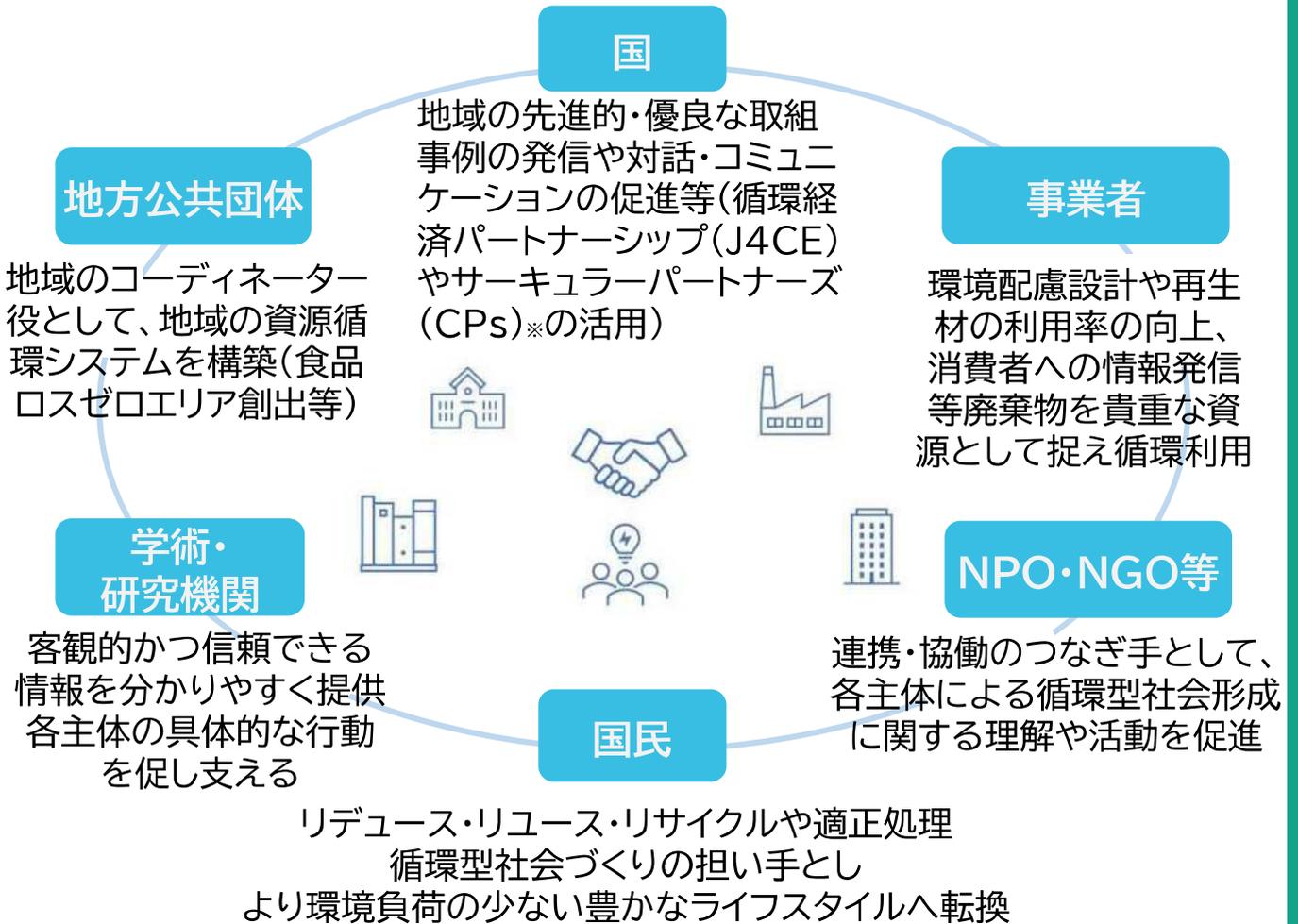
<sup>1)</sup> JICA: Information collection and confirmation survey on E-waste management in Malaysia and neighboring countries (2014)

<sup>2)</sup> NIES: International resource circularity of E-waste, Nies Research Booklet, No.57 (2015)

# 循環型社会の形成に向けた連携・協働の取組の推進

## 各主体の連携と役割

- 循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が互いに連携・協働して取り組む必要がある



※：国、自治体、大学、企業等の関係主体のライフサイクル全体における連携促進を目的に2023年3月に経済産業省・環境省が立ち上げ。

# 循環型社会の将来像

## 資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・  
耐久性に優れた商品の選択、  
再生利用が容易な商品の選択、  
リサイクル製品の優先購入等

## メンテナンス・リペア

## リデュース・リユース・リサイクル

## 製品の有効活用

ストックを有効活用  
しながらサービス化や  
付加価値の最大化を図る  
ビジネスモデルが推進

## 情報開示

環境価値に関する  
表示を伴った  
多様な選択肢が  
提供され、  
消費者の  
ライフスタイル  
転換を促進

## シェアリング・リース

## 分別の徹底

拠点回収・店頭  
回収や工場等での  
生産端材の  
回収を含め、  
適切かつ積極的な  
分別回収が促進

## 環境配慮設計

分解しやすい、  
リサイクルしやすい、  
単一素材を使用する  
など、製品等の設計  
段階における  
環境配慮が徹底

## 収集運搬

高齢化世帯の  
増加にも  
対応した  
廃棄物収集  
運搬システム  
の設計・実装  
が促進

## リサイクル

## 廃棄物処理

## 天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能  
資源の割合をできるだけ  
高め、天然資源を利用せ  
ざるを得ない場合には  
環境負荷の少ない  
調達先を選択

バイオプラスチック普及のための  
技術開発や資源回収を最適化  
するための高度な破碎・選別技術  
の開発が進展

再資源化もエネルギー回収  
もできないモノのみ減量化  
等の中間処理を行った上で  
最終処分